

2 事業計画の概要(処分用)

特別管理産業廃棄物処分事業計画

1. 事業の全体計画

- (1)主に空知管内や道北地域の建設工事等から排出される廃石綿等を、事業者の委託を受けて管理型最終処分場で埋立する。
- (2)業務の受託に際しては、事前に排出事業者と委託契約書を締結するとともに交付されたマニフェストの適正管理や産業廃棄物埋立処分基準の順守、帳簿の適正管理に努める。
- (3)埋立処分に際しては、最終処分場の点検、検査等の維持管理基準を遵守して適正管理に努めるとともに、周辺地域の生活環境の保全に留意する。

2. 処分する(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	特別管理産業 廃棄物の種類	処分量 (t/m ³)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分 方法	予定処分先の名称及び 所在地(処分場の名称 及び所在地)
1	廃石綿等	1m ³ /月	固形状	空知管内、道北地域の 建設物解体工事現場	埋立	環境サービス(株) 管理型最終処分場 (砂川市焼山 318 番 1)
備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

3. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日)

(1)受入

- ・トラックスケールで計量後、マニフェストにより搬入物を確認し、管理型最終処分場に誘導

(2)埋立

- ・ダンピングする前にフレコンバック等の耐水性の材料で2重梱包されていることを目視確認し、
処分場の所定の場所に投下されたものを重機により速やかに覆土

(3)マニフェスト管理

- ・特別管理産業廃棄物の受入時に、搬入者が持参(回付)したマニフェストの記載内容を確認する
(電子マニフェストの場合には書面により確認する)

- ・搬入物の投下後、戻りのトラックスケールで再計量する際に処分の受託欄に必要事項を記載し、写しを搬入者に返戻する。(B1, B2 票)
- ・埋立処分終了後、処分終了年月日欄、最終処分終了年月日欄及び最終処分を行った場所欄に必要事項を掲載し、搬入者(収集運搬業者)及び排出事業者にマニフェストの写しを送付する。
(収集運搬業者にC2票、排出事業者にD, E票)
- ・マニフェストの写し(C1票)を5年間保存する。

(4)帳簿管理

- ・業務終了後、作業内容を業務日報に記載し帳簿管理(記録、保存)を行う

(5)業務時間

- ・8:00~17:00(休憩時間12:00~13:00)

(6)休日

- ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始(当社指定日)

4. 環境保全措置の概要

(1)中間処理施設において講ずる措置

該当なし

(2)保管施設において講ずる措置

該当なし

(3)最終処分場において講ずる措置

1) 廃石綿等の確認

- ・搬入時に、搬入物が廃石綿等である事並びに搬出時に固形化や薬剤により安定化されたのち耐水性の材料で2重梱包されていることを聴取し、目視確認する。

2) 分散埋立の防止

- ・処分場内の所定の場所を廃石綿等の専用の埋立区域として指定し、その場所に埋立する。

3) 飛散防止

- ・埋立場所に投下した廃石綿等は、梱包資材が破損しないように速やかに覆土した後、作業終了後重機で覆土、転圧する。

4) 最終処分場の維持管理

- ・維持管理基準を遵守して、点検、水質検査を定期的実施して記録を保持する。
- ・事故や異常があった場合は速やかに応急措置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関に通報、

周知する。

日本工業規格 A列4番